

風評の影響の払拭に向けた文部科学省の取組

令和4年10月3日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校における放射線に関する教育の支援

児童生徒が放射線に関する知識を科学的に理解し、科学的に考え行動できるよう、学校における放射線教育に関する支援を実施。（令和2年度から順次実施されている学習指導要領では、中学校理科の第2学年において放射線に関する内容を追加するなど充実を図るとともに、放射線に関する科学的な理解をもとに、科学的に思考し、情報を正しく理解する力を教科等横断的に育成）

○ 放射線副読本の普及

- ・ 児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるようにするため、放射線副読本を作成し、全国の小・中・高等学校等へ配布・周知。



《主な改訂内容(令和3年10月)》

- 1人1台端末等を活用し、放射線副読本の活用をより一層促進するため、QRコード等を活用して動画により放射線に関する科学的な知識や福島県の復興の最新情報について学ぶことを可能とするなど、内容を充実。
- 被災地の復興・再生に向けた取組に関する内容(福島第一原子力発電所の廃炉に向けた課題としてALPS処理水に関する記載など)を充実。



授業における放射線副読本活用の様子

○ 学校における放射線に関する教育の支援

- ・ 放射線副読本の電子版も活用し、放射線に関する教職員研修や出前授業を実施。

※令和3年度は教職員セミナーを26回、出前授業を139回開催。

- ・ 教職員研修や、出前授業のカリキュラムを開発するなどにより、放射線副読本の活用を促進。



福島県への教育旅行回復に向けた取組

各学校が決定する修学旅行等の行き先について、現地の正確な情報に基づき修学旅行等が実施できるよう、関係省庁や福島県と連携し、参考となる情報を発信。

○ 通知の発出

- 観光庁や復興庁の依頼に基づき、「風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき」、東日本や福島県への修学旅行等を実施いただきたい旨の通知を各都道府県教育委員会等に対して発出。

「東日本大震災後の状況を踏まえた東日本への修学旅行の実施について」(H23.8 初等中等教育局長通知)
「東日本大震災後の状況を踏まえた福島県への修学旅行の実施について」(H26.9 初等中等教育局長通知)
「東日本大震災後の状況を踏まえた福島県への修学旅行等の実施について」(H31.3 初等中等教育局長通知)

○ 教育関係者等への働きかけ

- 全国の教育関係者(都道府県の担当部課長や学校長、PTA会長等)が集まる会議や研修会等において、福島県への修学旅行等実施に係る説明や情報提供を実施。

【主な情報提供の内容】

- 局長通知
- 福島県における教育旅行のモデルコースや学校に対するバス代補助等を案内しているHP 等
- 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略(H29.12.12)」等を踏まえ、今後も引き続き、福島県への修学旅行等の実施を推進。

